

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年2月まで

「ねんきん特別便」が届いたのを契機として、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

母が、昭和46年4月ごろA市役所B地区事務所（現在は、A市C区役所D出張所）で、私の国民年金の加入手続きを行い、保険料も納付してくれたと聞いているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をおおむね納付している上、申立人の申立期間当時の保険料を納付したとするその母も国民年金加入期間内の保険料をおおむね納付しており、申立人及びその母の納付意識は比較的高かったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所保管の国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和46年4月10日を資格取得日（後日、昭和46年4月12日に訂正）として47年4月1日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の保険料については現年度納付が可能であったことから、納付意識の比較的高い申立人の母が、申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月1日から54年10月1日まで
社会保険庁から「ねんきん定期便」が送られてきたので確認したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が当時の給与支給額と大きく違っていた。再度、社会保険事務所に照会したが、同じ記録しか見当たらないとの回答であった。

当時の給与明細書があるので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管しているA社に係る昭和53年10月から54年9月までの給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は15万円であり、社会保険庁のオンライン記録における標準報酬月額(9万2,000円)と一致していない。

また、A社における昭和53年10月1日の申立人以外の定時決定の記録を見ると、それまでの標準報酬月額と同額か又は上がった者が21人、1等級下がった者が2人、3等級下がった者が1人となっており、申立人のように8等級も標準報酬月額が下がった者はほかに見当たらない。

さらに、申立期間当時、A社において経理を担当していた役員は、「当時、会社の経営状態は良く、厚生年金保険料は滞納していなかった。」と証言している。

加えて、申立人に係る昭和53年8月1日の随時改定(15万円)の2か月後の同年10月1日に、給与額に変更が無いにもかかわらず、事業主が標準報酬月額を9万2,000円に改定する届出を行うことは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人について昭和 53 年 10 月 1 日付けの標準報酬月額改定に係る届出を行っていなかったものの、社会保険事務所が誤った標準報酬月額の決定を行ったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 15 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人の申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日を昭和21年2月25日、資格喪失日を22年9月30日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年2月から同年3月までは50円、同年4月から同年10月までは180円、同年11月から22年5月までは450円、同年6月から同年8月までは600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月から22年9月まで

「ねんきん特別便」が届き記録を確認したところ、A社B工場勤務時の記録が見当たらなかった。改めて社会保険事務所で厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、A社B工場に勤務していた申立期間の加入記録が見当たらないという回答を受け取った。

私は、A社B工場において、倉庫課雑品倉庫係という部署に所属し、事務職として仕事をしていたが、同社で勤務していた周囲の人たちは皆、厚生年金保険に加入していた。

このため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管していた社会保険台帳から、申立人が昭和21年2月25日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、22年9月30日に同資格を喪失していることが確認できる上、同社が保管していた22年度の退職者名簿において、申立人が21年2月25日に採用され、22年9月29日に退職したことが確認できる。

また、社会保険事務所保管のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人と同名であるが生年月日が昭和3年*月*日から大正8年*月*日に修正されている者が、昭和21年2月25日に被保険者資格を取得し、22年9月30日に資格を喪失した旨の記録が確認できる。そして、

当該者の厚生年金保険記号番号は、同社が保管していた社会保険台帳に記載されている申立人の厚生年金保険記号番号と一致しており、当該者の次の欄に記載されている者の生年月日は大正8年*月*日である上、同社B工場において、昭和21年2月25日に資格を取得したと記録されていることから、当該者の記録は、申立人のものであることが推認できる。

これらを総合的に判断すると、A社B工場は、申立人の申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出を社会保険事務所に対し行ったものの、当該社会保険事務所において申立人の生年月日に係る記録を誤ったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の社会保険事務所のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、昭和21年2月から同年3月までは50円、同年4月から同年10月までは180円、同年11月から22年5月までは450円、同年6月から同年8月までは600円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から51年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和36年4月から51年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和46年8月ごろ、それまで勤めていた会社を辞めたので国民年金の加入手続を行った。

昭和48年から50年までの間に、社会保険事務所から金額が記載されたはがきが送付されてきたので、A市役所で10万2,000円ぐらいの保険料を納付し、これで未納は無くなったと言われた記憶もある。納付場所は、市役所1階の裏口を出たプレハブの建物であったと記憶している。

その後、昭和51年度分の未払分の納付書が来たので、夫が市内の金融機関で納付したこともあるが、10万2,000円ぐらいを納付したのは、51年4月以前のことであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和36年4月から42年10月までの期間については、申立人は、48年から50年までの間に、社会保険事務所から金額が記載されたはがきが送付されてきたので、A市役所で10万2,000円ぐらいの保険料を納付したと主張するが、申立人が所持する国民年金手帳及び社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は42年11月1日を資格取得日として、43年2月ごろに夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、当該期間の大部分は、その夫が厚生年金保険に加入しており、任意の未加入期間であったことから申立人が保険料を納付したとする時点（昭和48年から50年までの間）においては、制度上、保険料の納付はできなかった

ものと考えられる。

また、氏名検索によっても申立人に昭和 36 年 4 月から 42 年 11 月までの期間を加入日とする別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

2 申立期間のうち、昭和 42 年 12 月から 46 年 7 月までの期間について、申立人の所持する国民年金手帳により当該期間が国民年金被保険者資格の喪失期間であることが確認でき、また、社会保険庁の記録から、申立人は、当該期間内は厚生年金保険の加入期間であることが確認できる上、当該期間の脱退手当金を受給した記憶があると証言していることから、当該期間は無資格期間であり、制度上、保険料の納付はできなかったものと考えられる。

3 申立期間のうち、社会保険庁のオンライン記録上、未加入となっている昭和 42 年 11 月及び未納となっている 46 年 8 月から 51 年 3 月までの期間について、申立人は、48 年から 50 年までの間に、社会保険事務所から金額が記入されたはがきが来たので、A 市役所の 1 階裏口を出たプレハブ建物 1 階ではがきに書かれていた金額 10 万 2,000 円ぐらゐを納付したとしているが、申立人は、納付時期及び納付場所についての記憶が曖昧^{あいまい}な上、社会保険事務局は、「申立期間当時、保険料未納者に対し、はがきで納付勧奨を行っていたものの、当該はがきは納付書ではないことから、はがきによる保険料の納付はできなかったものと思われる。」と回答しており、申立人自身も領収書は受け取らなかったと主張するなど、申立内容には不自然な点が見受けられる。

また、仮に、申立人が申立期間のうち昭和 42 年 11 月及び 46 年 8 月から 51 年 3 月までの期間に係る保険料を第 2 回特例納付実施期間（昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月まで）内に納付した場合の保険料総額は、申立人が納付したとする金額（10 万 2,000 円ぐらゐ）と大きく乖離^{かいり}する。

さらに、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から45年3月までの期間、46年1月から同年2月までの期間、46年3月、46年8月から47年6月までの期間、及び47年8月から60年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月から45年3月まで
② 昭和46年1月から同年2月まで
③ 昭和46年3月
④ 昭和46年8月から47年6月まで
⑤ 昭和47年8月から60年9月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①から⑤までの期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、18歳で事業を始めたが、創業から当分の間は資金繰りが厳しく、国民年金保険料を納付することができなかった。会社で人を使い始めたころ、市役所で、私の父が書かされた国民年金に係る念書を見せられ、後日、私と私の妻と父の未納保険料を3回ぐらいに分割してA市役所に行き現金で納付した。納付時期ははっきり覚えていないが、納付した保険料の総額は100万円ぐらいだったと思う。その時の領収書は水害などで処分してしまった。

私の国民年金保険料の未納分は、さかのぼって納めたはずなのに、申立期間が未納及び未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、各申立期間の保険料を3回ぐらいに分割して市役所で納付したと主張しているが、申立人が申立期間①から④及び⑤のうち昭和47年8月から55年6月までの期間に係る3人分の保険料を第3回特例納付実施期間（昭和53年7月から55年6月まで）内に納付したとする場合の保険料総額は、申立人が納付したと記憶する金額（100万円ぐらい）と大きく乖離^{かいり}している。

また、申立人は、申立期間に係る保険料を分割納付した契機について、その父が記載した国民年金に係る念書を市役所において見せられたからであるとしているが、A市役所は、「国民年金については、保険料が未納である被保険者を市役所に呼び出して念書を書かせるようなことはしていなかったが、国民健康保険については、保険料未納者に対して納付誓約書・分納誓約書を書かせていた。」と回答していることから、申立人が記憶する当該念書は国民健康保険に係るものであったと考えられる。

さらに、各申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月及び46年3月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月
② 昭和46年3月から60年9月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和45年10月及び46年3月から60年9月までの納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

夫は、18歳で事業を始めたが、創業から当分の間は資金繰りが厳しく、国民年金保険料を納付することができなかった。会社で人を使い始めたころ、夫は市役所で、夫の父が書かされた国民年金に係る念書を見せられ、後日、夫と夫の父と私の未納保険料を3回ぐらいに分割してA市役所に行き現金で納付したと聞いている。また、納付時期ははっきり覚えていないが、納付した保険料の総額は100万円ぐらいだったと夫から聞いている。

私の申立期間の保険料は、夫がさかのぼって納めてくれたはずなのに、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が各申立期間の保険料を3回ぐらいに分割して市役所で納付したと主張しているが、申立人の夫が申立期間①及び申立期間②のうち昭和46年3月から55年6月までの期間に係る3人分の保険料を第3回特例納付実施期間(昭和53年7月から55年6月まで)中に納付したと仮定した場合の保険料総額は、申立人の夫が納付したとする金額(100万円ぐらい)と大きく乖離している。

また、申立人は、申立期間に係る保険料を分割納付した契機について、その夫が自身の父が記載した国民年金に係る念書を市役所において見せられたからであるとしているが、A市役所は、「国民年金については、保険料が未納で

ある被保険者を市役所に呼び出して念書を書かせるようなことはしていなかったが、国民健康保険については、保険料未納者に対して納付誓約書・分納誓約書を書かせていた。」と回答していることから、申立人の夫が記憶する当該念書は国民健康保険によるものであったと考えられる。

さらに、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から46年3月までの期間及び46年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から46年3月まで
② 昭和46年4月から51年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①及び②の保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和42年4月ごろ、父が年金は大切だからと言って私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

保険料については、私が結婚した昭和46年5月ごろ、父が私と私の妻の保険料の未納分全額をA市役所（現在は、B市C区役所）で納付したと父から聞いている。その後は、自治会の担当者（子供会の父兄）が家に集金に来ていたので、当時同居していた家族の保険料を父が納付していた。

私と父は当時から自動車販売修理業を営んでおり、保険料を払えない状況ではなかったので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする父は既に亡くなっているため、申立期間①及び②の保険料の納付状況が不明である。

2 申立期間①について、申立人は、その父が申立人及びその妻の保険料の未納分全額を昭和46年5月ごろにA市役所（現在は、B市C区役所）で納付したと主張しているが、申立人の妻の41年10月から44年3月までの期間及び44年10月から46年3月までの期間の保険料は未納となっている上、申

立人の父が納付したとする保険料の納付期間及びその保険料額が不明であるなど、申立人の父が申立人及びその妻の保険料を特例納付及び過年度納付したことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

3 申立期間②について、申立人は、その父が当時同居していた家族の保険料を納付していたと主張するが、申立人の妻は申立期間の保険料は未納である上、当時同居していた申立人の弟も、申立期間のうち、昭和 47 年 9 月から 49 年 3 月までの間は保険料が未納であるなど、申立人の父が同居家族全員の保険料をまとめて納付したことをうかがわせる事情が見当たらない。

4 両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から39年3月まで

「ねんきん特別便」が届いたのを契機として、国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

私は、20歳前からニットの下請け作業を自宅ですしていた。国民年金の加入手続と保険料の納付は亡くなった父が行った。保険料は、父から町内の班長が自宅に集金に来て、兄の分と一緒に納めていたと聞いているので、申立期間が未納であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその父は既に亡くなっているため、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人は、その父が申立人の兄の分と一緒に保険料を納付していたと主張するが、社会保険庁の記録から、申立人及びその兄の国民年金手帳記号番号は昭和39年12月10日に連番で払い出されていることが確認できる上、申立人の兄は申立期間を含む37年8月から39年3月までの保険料が未納であるなど、申立人の父が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情が見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出し時点（昭和39年12月）では、申立期間の保険料は、過年度納付による方法でしか納付できないにもかかわらず、申立人は、申立期間の保険料については、その父が町内の納付組織で納付したとしているが、A市役所は、「当時の担当職員の証言によれば、納付組合には現年度分の納付書を配布していたので、過年度納付に係る保険料収納

事務は行っていなかったと思われる。」と回答している。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年10月まで

「ねんきん特別便」の記録に申立期間が国民年金加入期間となっていなかったため照会したところ、昭和36年4月から38年10月までの期間の加入及び納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間については、妻と二人で国民年金に加入し、一緒に保険料を納付していたはずである。現に、「ねんきん特別便」には妻が国民年金に申立期間当時加入していた旨の記録があり、私のみ未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、夫婦二人で国民年金に加入して一緒に保険料も納付していたとしているところ、事実、社会保険事務所の記録により申立人に対しては昭和36年1月にその妻と連番で国民年金手帳記号番号(当該記号番号は、昭和44年3月以降に、番号重複のため取消)が払い出されたことが確認できるものの、申立人の申立期間当時の納付状況に関する記憶は曖昧であり、一緒に納付していたとするその妻も、申立期間を含む36年4月から39年3月までの保険料は未納となっているなど、当該記号番号により夫婦一緒に保険料を納付した形跡はうかがえない。

また、社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年9月1日を資格取得日として44年3月に改めて払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない上、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人及びその妻は、保険料をまとめて納付した記憶は無いとして

いる上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月3日から2年4月1日まで

「ねんきん特別便」の記録により、A市役所における平成元年4月3日から2年4月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

平成元年4月3日付けの辞令及び雇用変更契約書があり、申立期間にA市役所に勤務していたことは間違い無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している雇用契約書、雇用変更契約書及びA市教育委員会の辞令から、申立人は、申立期間にA市の教育委員会において同市青少年育成相談ルーム相談員（嘱託職員）として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が保管していた公立学校共済組合B支部作成文書（平成2年2月1日付け「任意継続組合員の期間満了に伴う事務手続等について」）において、平成2年3月31日で2か年の任意継続組合員の資格の期間が満了となる旨、及び同年4月10日までに任意継続組合員証等を返納するよう求める旨の記載が確認できることから、申立期間において申立人は当該共済組合の任意継続組合員であったことが確認できる。

また、申立期間当時の同僚の一人は、公立学校共済組合の任意継続組合員であったため、A市教育委員会に採用されてから2年間は健康保険に加入しておらず、当該期間に係る厚生年金保険の加入記録も無い旨証言している。

さらに、申立期間当時の嘱託職員の厚生年金保険加入の取扱いについて、A市役所は、取扱いは一様ではなかったと回答している上、当時の元上司は、必ずしも法令どおりに加入手続が行われていなかったと証言している。

加えて、A市教育委員会は、申立人の雇用契約書のほかに当時の資料を保

存しておらず、申立期間における厚生年金保険料控除の有無等については不明と回答している上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。